

教育内容と必要な備品に対する 主な意見と事務局提案について

言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会 (第1回)で構成員等よりいただいたご意見

1. 指定規則における教育内容とその単位数に関して

- 教育内容の名称案について、語句の妥当性を確認すべき（地域言語聴覚療法学、基礎言語聴覚障害、言語聴覚障害、評価診断）。
- 選択必修科目のねらいがどこにあるかを明確とし、必要性を含めて検討すべき。

2. 養成所指導ガイドラインにおける教育目標に関して

- 教育目標の文言について、重複や言葉足らず、浮いた文言、適正かを確認すべき文言が多々見受けられるため、もう少し整理したほうがいいのではないか。
- 「地域包括支援、社会保障、教育とリハビリテーション」において、「地域言語聴覚療法学」という語句が示す内容の明確化が必要ではないか。
- 「選択必修分野」において、「一般臨床医学及び実習を含む解剖など医学系の分野」という文言が示す内容の明確化が必要ではないか。

3. 臨床実習に関して

- 臨床実習を十分に受けてきてないと感じる方が多く、採用する基準に臨床実習の期間の長さに関わる傾向にあるのが、現場の確かな実情である。
- 18歳人口が将来的にどんどん減るような過程の中で、既に相当な大学で理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の分野の定員が割れる事態が出てきている現状にある。

言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会 (第1回)で構成員よりいただいたご意見

4. 告示227における指定科目に関して

- 既に現行のカリキュラムでは、指定規則や指導ガイドラインで定める教育と同等となるよう実施していることもあり、指定規則や指導ガイドラインの見直しに伴い、告示の科目とその内容を見直したとしてもあまり過度な負荷とはならないと考えられる。
- 職業管理系・言語聴覚療法マネジメントという科目は、社会保障制度や保険診療、介護保険制度などの内容ではなく、職業倫理や生涯教育の内容となっており違和感がある。
- 科目を「〇〇系」とまとめることは自由度が増すように見えるが、各養成施設の科目名は監査や国家試験を考慮したものと成らざるを得ない。
- 告示で定める科目に含まれるべき備考内容についても、指定規則の教育内容と同様に、括弧書き記載などで同等の内容が含まれるよう記載してはどうか。

5. 告示227における指定科目の教育目標、単位数、具体的内容に関して

- 指導ガイドラインと告示指定科目の教育目標案で、インフォームドコンセントなどを例に統一がされていない箇所が見受けられるため、もう少し整理したほうがいいのではないか。
- 指定規則や指導ガイドラインに比べ、告示における指定科目の単位数、教育目標、必須内容は、同等以上に厳しくされた提案となっており、差が出ているのではないか。
- 列記された必須内容は、総論と各論の混在や重複、浮いた文言、適正かを確認すべき文言が多々見受けられるため、国家試験との兼ね合いなども考慮し、指導ガイドラインの教育目標を基準に、整理と記載の順序を見直すべきではないか。
- 科目指定だけでなく必須内容も示されることは、漏れなく授業しやすくなると思われる。
- 「音声・言語・聴覚医学領域」において、聴器の検査、中枢神経系の検査、末梢神経系の検査が抜けているため追記すべき。
- 「聴覚障害系」において、重複障害が抜けているため追記すべき。
- 教育目標、必須内容とともに到達目標もおくべきではないか。

言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会 (第1回)で構成員よりいただいたご意見

6. 養成所指導ガイドラインにおける教育上必要な機械器具、標本及び模型に関して

- 新規提案の機器も多くあるため、今一度、各養成施設の意見を確認する必要があるのではないか。
- シミュレーション教育や教育用の機材は多数あるため、最低限以外は各養成施設の判断に任せるものとして良いのではないか。
- 養成施設で揃えるべきものは、臨床実習との兼ね合いを勘案し対応できるようすべきではないか。
- 「OAE（耳音響放射）検査装置」を新規として追加すべきではないか。
- 聴性誘発反応検査装置に、（ABR）や（ASSR）の文言を追記すべきではないか。

医療関係職種の養成教育における課題解決に資する研究(21IA2009) 「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会におけるフォローアップ作業打合せ」について

- ◆ 第1回検討会において、構成員よりいただいたご意見を踏まえ、標記研究班（研究代表者：江頭 正人）のフォローをいただき、言語聴覚士の養成に必要な教育について、関係する有識者の意見をうかがい見直し提案の作成を行う。

<見直し対象>

- ◆ 指定規則・指導ガイドライン（法第33条第1号）：教育内容とその教育目標、単位数及び教育上必要な機械器具、標本、模型
※法第33条第2号、第3号、第5号は、第1号見直し内容から基礎分野を除いたものとする。
- ◆ 告示227号（法第33条第4号）：指定科目とその具体的内容、教育目標、単位数
※教育上必要な機械器具、標本、模型は指定規則と準ずるものとする。

協力者及び団体

<各協力団体 有識者>

全国リハビリテーション学校協会より、有識者複数名

日本言語聴覚士協会より、有識者複数名

<検討会構成員>

- | | |
|-------|--|
| 安保 雅博 | 日本リハビリテーション医学会 副理事長
東京慈恵会医科大学リハビリテーション医学講座 主任教授 |
| 内山 量史 | 春日居サイバーナイフ・リハビリ病院 言語療法部長 |
| 神村 裕子 | 日本医師会 常任理事 |
| 鈴木 真生 | 多摩リハビリテーション学院専門学校言語聴覚学科 教員 |
| 高木 邦格 | 全国リハビリテーション学校協会 理事長
国際医療福祉大学 理事長 |
| 土井 勝美 | 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 理事
近畿大学医学部耳鼻咽喉科学講座 教授 |
| 深浦 順一 | 日本言語聴覚士協会 会長
国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 教授 |
| 福島 邦博 | 言語聴覚士国家試験委員長
医療法人さくら会早島クリニック耳鼻咽喉科皮膚科 院長 |
| 牧野 日和 | 愛知学院大学心身科学部健康科学科 准教授 |

検討のスケジュール

- ◆ 第1回（令和4年2月21日）
・指定規則・指導ガイドラインの教育内容とその教育目標、単位数及び告示227号の指定科目とその単位数について
- ◆ 第2回（令和4年3月1日）
・指定規則・指導ガイドラインの教育内容とその教育目標、単位数及び告示227号の指定科目とその単位数について
- ◆ 第3回（令和4年3月7日）
・指定規則・指導ガイドラインの教育内容とその教育目標、単位数及び告示227号の指定科目とその単位数について
- ◆ 第4回（令和4年3月16日）
・指定規則・指導ガイドラインの教育内容とその教育目標及び告示227号の指定科目とその具体的内容について
- ◆ 第5回（令和4年4月1日）
・指導ガイドラインの教育目標及び告示227号の指定科目の具体的内容について
- ◆ 第6回（令和4年4月20日）
・指導ガイドラインの教育目標及び告示227号の指定科目の具体的内容について
- ◆ 第7回（令和4年5月11日）
・指導ガイドラインの教育目標及び告示227号の指定科目の具体的内容について
- ◆ 第8回（令和4年6月6日）
・指導ガイドラインの教育目標及び告示227号の指定科目の具体的内容について
・教育上必要な機械器具、標本、模型についてについて

指定学校養成所(指定規則)と科目承認校(厚労省告示227号)の指定科目等に関する比較及び論点

論点

指定学校養成所の指定規則の教育内容や単位数の変更等に伴い、科目承認校の指定科目等においても同等の新たな基準を設けることを意図した団体要望案について、どう考えるか。(資料3 要望書P26)

第1回言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会
令和4年1月28日

資料4
一部改変

・指定学校養成所と科目承認校で定める教育は、具体的内容の提案内容で実施する場合、整合性ある同等な水準を担保できるものとなっているか。

指定学校養成所(指定規則)

単位数				教育内容		
現行	要望	現行	要望	現行	変更の要望意見	備考
法第33条1号	法第33条2号	※修業年数3年以上	※修業年数2年以上	基礎分野	基礎分野	基礎分野
2	2	14		人文科学二科目	科学的思考の基礎 人間と生活 社会の理解	人文科学(教育学を含む)、 社会科学、自然科学(統計学を含む)、 外国語などを含む
2	社会科学二科目					
2	自然科学二科目					
4	外国語					
2	2	15	15	保健体育	基礎医学	基礎医学(3単位)を含む
3	3					
6	6					
1	1					
3	3			臨床医学	人体のしくみ・疾病と治療	臨床医学(8単位)を含む
1	1					
7	7			臨床歯科医学	心の働き	心理学
7	7			音声・言語・聴覚医学		
7	7			心理学		
2	2			9	9	言語学
2	2					
2	2					
1	1					
2	2	3	3	言語発達学	地域包括支援・社会保障、 教育とリハビリテーション	地域言語聴覚療法学を含む
2	2					
4	4	28	28	社会福祉・教育	言語聴覚障害・療法の基本概念	基礎言語聴覚障害学を含む
4	4					
6	6			言語聴覚障害学総論		
6	6			失語・高次脳機能障害学		
9	9			言語発達障害学		
7	7	発声発語・嚥下障害学	言語聴覚障害の評価診断・治療学	失語・高次脳機能障害学(6単位)、 言語発達障害学(6単位)、 発声発語・嚥下障害学(9単位)、 聴覚障害学(7単位)を含む		
7	7	聴覚障害学				
—	2	—	2	聴覚障害学		
12	15	12	15	専門基礎分野		
8	6			専門分野		
93	101	73	81	選択必修分野		

<事務局提案>
・告示が見直し後の指定規則と同等の教育内容となるよう科目とその審査基準を見直す。

及び告示で定める分野の科目は、指定規則(現行)の専門基礎を担保してきました。

科目承認校(厚労省告示227号) ※修業年数の指定なし

単位数		大臣が定める科目名	大臣が定める科目名
現行	要望	現行	変更の要望意見
3以上	3以上	基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。)	基礎医学系
8以上	8以上	臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。)	臨床医学系
4以上	4以上	音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む。)	音声・言語・聴覚医学領域
7以上	7以上	臨床心理学 生涯発達心理学 学習・認知心理学(心理測定法を含む。)	心理系
9以上	9以上	言語学 音声学 言語発達学 音響学(聴覚心理学を含む。)	言語聴覚基礎系
3以上	3以上	社会福祉・教育(社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。)	地域包括支援・社会福祉・教育系(地域言語聴覚療法含む)
2以上	2以上	言語聴覚障害学総論(言語聴覚障害学を含む。)	言語聴覚療法基礎系
6以上	6以上	失語・高次脳機能障害学	失語・高次脳機能障害系
6以上	6以上	言語発達障害学(脳性麻痺及び学習障害を含む。)	言語発達障害系
9以上	9以上	発声発語・嚥下障害学(音声障害、構音障害及び吃音を含む。)	発声発語・嚥下障害系
7以上	7以上	聴覚障害学(小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。)	聴覚障害系
2以上	2以上	—	(新設) 職業管理系・言語聴覚療法マネジメント
15以上	15以上	臨床実習	臨床実習

特段の定めはない

81 対応する教育内容の合計単位数

**法第33条1～3、5号の規定に基づく
学校及び養成所の
教育内容と教育目標等について**

＜参考＞指導ガイドラインで定める教育目標に関する事項(1)

第1回言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会
令和4年1月28日

資料4
一部改変

論点

指定規則の教育内容に、指導ガイドラインにおいて教育目標を新設する提案内容
・指定規則に定める各教育分野が目的とする修得させるべき具体的内容の提案内容が適正かどうか。

＜要望書提案事項（現行に追記）＞

＜要望書提案事項（新設）＞

教育内容	第1項単位 法第33条	第2・3・5項単位 法第33条	備考 ※赤字は団体要望の提案文言	教育目標
基礎分野 科学的思考の基礎 人間と生活 社会の理解	14		1科目は統計学とすること。 人文科学（教育学を含む）、社会科学、自然科学（統計学を含む）、外国語等を含むこと。	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳について幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。 患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。
専門基礎分野 人体のしくみ・疾病と治療	15	15	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。 内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。 口腔外科学を含む。 基礎医学3単位、臨床医学8単位、音声・言語・聴覚医学4単位とすること。	医学総論、解剖学、生理学及び病理学の観点から、言語聴覚療法に関わる人体の構造と機能の知識を系統的に学ぶ。 言語聴覚療法に必要な臨床医学（内科、小児科、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科、臨床神経及び形成外科、口腔外科学、（臨床歯科医学）、栄養、薬理、救急救命及び予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。 その他、栄養、薬理、救急救命、感染予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。 聴覚、神経、発声・発語に関する言語聴覚療法の基礎知識を系統的に学ぶ。また、医用画像の基礎的知識と評価を学ぶ。
心の働き	7	7	心理測定法を含む。 心理学とすること。	言語聴覚障害および言語聴覚臨床について学修するうえで基礎となる心のはたらきに関する知識・技術・態度を修得する。
言語とコミュニケーション	9	9	聴覚心理学を含む。 言語学、音声学、音響学（聴覚心理学）、言語発達学を含むこと。	言語学、音声学、音響学、聴覚心理学、言語発達学の観点から言語・コミュニケーション分野で言語聴覚士に必要な基礎的知識を習得する。
地域包括支援、社会保障、教育とリハビリテーション	3	3	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。 地域言語聴覚療法とすること。	言語聴覚臨床の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する基本的知識を修得する。さらに、言語聴覚療法の業務に関する、自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の実践能力を養う。

＜参考＞指導ガイドラインで定める教育目標に関する事項(2)

第1回言語聴覚士学校養成所
カリキュラム等改善検討会
令和4年1月28日

資料4
一部改変

論点

指定規則の教育内容に、指導ガイドラインにおいて教育目標を新設する提案内容
・指定規則に定める各教育分野が目的とする修得させるべき具体的内容の提案内容が適正かどうか。

＜要望書提案事項（現行に追記）＞

＜要望書提案事項（新設）＞

教育内容	第1項単位 法第33条	第2・3・5項単位 法第33条	備考 ※赤字は団体要望の提案文言	教育目標
専門分野 言語聴覚障害・療法の基本概念	2	2	基礎言語聴覚障害学とすること。	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性および言語聴覚療法の基本概念を修得する。 言語聴覚障害研究の基本的知識・技能を修得する。
言語聴覚障害の評価診断・治療学	28	28	脳性麻痺及び学習障害を含む。 吃音を含む。 聴力検査並びに補聴器及び大耳内耳を含む。 失語・高次脳機能障害学6単位、言語発達障害学6単位、発声発語・嚥下障害学9単位、聴覚障害学7単位とすること。	失語症および高次脳機能障害に共通する基本的知識と、言語聴覚療法の評価診断および言語治療（訓練・指導・支援）に関する知識・技能・態度を修得する。言語発達障害および関連障害に関する基本的知識、言語聴覚療法の評価診断および言語治療（訓練・指導・支援）に関する知識・技能・態度を修得する。発話障害、流暢性障害、音声障害、摂食嚥下障害および合併症、関連障害の基本的概念と知識を修得する。小児系・成人系の発話障害に対する言語聴覚療法の評価診断および言語治療（訓練・指導・支援）に関する知識・技能・態度を修得する。聴覚障害および関連障害に関する基本的知識と言語聴覚療法の評価診断および言語治療（訓練・指導・支援）に関する知識・技能・態度を修得する。その他、画像情報による評価、喀痰等の吸引についても修得する。
（新設） 言語聴覚療法マネジメント	2	2	言語聴覚療法管理学2単位とすること。	職場管理、言語聴覚療法教育及び職業倫理含む。 マネジメントの基本概念とプロセス、職場環境、職業倫理、生涯教育、法的責任、多職種連携、労務・精神衛生管理、ハラスメント、安全管理、インフォームドコンセント、実習指導におけるマネジメントなどについて修得する。
臨床実習	15	15	実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。	対象児・者およびその家族と信頼関係を保ち、基本的な臨床的態度および技能を修得する。修得した知識・技能・態度を統合して言語聴覚療法の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握できる。修得した知識・技能・態度を統合して臨床に適用し、言語聴覚療法の評価診断および訓練・指導・支援の技能を修得する。臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含む。
選択必修分野	6		専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。	一般臨床医学及び実習を含む解剖学など医学系の分野、または研究や臨床実習に関わる実践・演習、専門あるいは職業前教育を含む総合的な実践教育など、専門分野又は専門基礎分野を行うこと。

教育上必要な機械器具、標本、模型に関する事項

第1回言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会
令和4年1月28日

資料4
一部改変

論 点 教育内容の見直しに即した標準に整備する品目として、関係団体から提出された見直し提案について、
・要望書の提案では、教育上必要な品目として新設を希望するものが多くあるが、各養成所は対応可能であるのか。

言語聴覚士学校養成所指導ガイドライン

< 現行（赤字は要望書提案） >

1 機械器具

ビデオ録画システム(カメラ、テレビ、ビデオコーダ含む) ⇒動画記録・再生システム	2式
ビデオモニタシステム(VHS、8ミリ、テレビ) ⇒削除	10人に1台以上1学級分 ⇒削除
携帯用ビデオカメラ(VHS、8ミリ) ⇒削除	各学級1台以上 ⇒削除
音声録音再生装置(カセット、CD、MD等) ⇒音声録音再生装置	10人に1台以上1学級分
オーディオメータ(JIS診断用I型)	10人に1台以上1学級分
自記オーディオ用レコーダ ⇒削除	20人に1台以上1学級分 ⇒削除
幼児聴力検査装置(COR検査、PS検査等が可能なもの)	20人に1台以上1学級分
インピーダンスオーディオメータ	20人に1台以上1学級分
補聴器特性測定装置	20人に1台以上1学級分
人工内耳マッピングシステム	1台以上
騒音計	20人に1台以上 1学級分
音響分析装置	1台以上
発音訓練装置	1台以上
呼吸発声機能測定装置 ⇒呼吸機能検査装置	1台以上
(新設) 発声機能検査装置	(新設) 1台以上
オシロスコープ ⇒削除	1台以上 ⇒削除
ファンクションジェネレータ	1台以上
パーソナルコンピュータ一式 ⇒削除	20人に1台以上1学級分 ⇒削除
シャーカステン ⇒削除	各学級1台以上 ⇒削除
(新設) 音響フィルタ	(新設) 20人に1台以上 1学級分
心理検査・言語検査用具(各種)	適当数
補聴器(数種類)	適当数
人工喉頭(電気式、笛式) ⇒人工喉頭	各1台以上 ⇒ 1台以上
コミュニケーションエイド(各種)	適当数
訓練教材(各種)	適当数
発声発語器官検査・用具一式(鼻息鏡等)	適当数

(新設) 平衡機能検査(重心動揺計・フレンツェル眼鏡等)	(新設) 1台以上
(新設) 聴性誘発反応検査装置	(新設) 1台以上
(新設) 吸引装置一式(吸引模型含む)	(新設) 1台以上
(新設) 舌圧計	(新設) 10人に1台以上 1学級分
(新設) 酸素飽和度測定器	(新設) 10人に1台以上 1学級分
(新設) 血圧計	(新設) 10人に1台以上 1学級分
(新設) リクライニング椅子またはベッド	(新設) 1台以上
(新設) 救急蘇生装置(AED) シミュレーター	(新設) 1台以上

2 模型

人体解剖模型	1台以上
聴覚系解剖模型	1台以上
発声発語・嚥下系解剖模型	1台以上
神経系解剖模型	1台以上

3 設置が望ましい機器

(新設) 内視鏡	(新設) 1台以上
----------	-----------

法第33条1～3、5号の規定に基づく 学校及び養成所の教育内容と教育目標等について

<再掲> 構成員よりいただいたご意見（指定規則における教育内容とその単位数）

- 教育内容の名称案について、語句の妥当性を確認すべき（地域言語聴覚療法学、基礎言語聴覚障害、言語聴覚障害、評価診断）。
- 選択必修科目のねらいがどこにあるかを明確とし、必要性を含めて検討すべき。

<再掲> 構成員よりいただいたご意見（養成所指導ガイドラインにおける教育目標）

- 教育目標の文言について、重複や言葉足らず、浮いた文言、適正かを確認すべき文言が多々見受けられるため、もう少し整理したほうがいいのではないか。
- 「地域包括支援、社会保障、教育とリハビリテーション」において、「地域言語聴覚療法学」という語句が示す内容の明確化が必要ではないか。
- 「選択必修分野」において、「一般臨床医学及び実習を含む解剖など医学系の分野」という文言が示す内容の明確化が必要ではないか。

<再掲> 構成員よりいただいたご意見（専門分野：臨床実習）

- 臨床実習を十分に受けてきてないと感じる方が多く、採用する基準に臨床実習の期間の長さに関わる傾向にあるのが、現場の確かな実情である。
- 18歳人口が将来的にどんどん減るような過程の中で、既に相当な大学で理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の分野の定員が割れる事態が出てきている現状にある。

<再掲> 養成所指導ガイドラインにおける教育上必要な機械器具、標本及び模型に関して

- 新規提案の機器も多くあるため、今一度、各養成施設の意見を確認する必要があるのではないか。
- シミュレーション教育や教育用の機材は多数あるため、最低限以外は各養成施設の判断に任せるものとして良いのではないか。
- 養成施設で揃えるべきものは、臨床実習との兼ね合いを勘案し対応できるようすべきではないか。
- 「OAE（耳音響放射）検査装置」を新規として追加すべきではないか。
- 聴性誘発反応検査装置に、（ABR）や（ASSR）の文言を追記すべきではないか。

教育内容と教育目標に関する事項(基礎分野・専門基礎分野)

事務局提案

団体要望とこれに対する構成員意見を踏まえて、教育内容を学問的記載から包括的な記載に改めるとともに、教育目標を新設し指導内容に一定の水準をもたせることとする。また、選択必修科目を削除し、基礎分野の教育内容に「言語聴覚療法の基盤」を加えて同単位を集約する。その他以下の通り見直すこととして事務局提案する。

現行			事務局の提案						
教育内容	第1項単位 法第33条	第2・3・5項単位 法第33条	備考	教育内容	第1項単位 法第33条	第2・3・5項単位 法第33条	教育目標 <u>(新設)</u>	備考	
				※下線は、見直し箇所 ※黄色ハイライトは、団体要望と異なる科目・単位箇所					
基礎分野	人文科学二科目	2	/	基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活 社会の理解 言語聴覚療法の基盤	20	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳について幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。 患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。 言語聴覚療法の基盤となる知識・技能及び態度を習得する。	(削除)	
	社会科学二科目	2	/						
	自然科学二科目	2	/						1科目は統計学とすること。
	外国語	4	/						
	保健体育	2	/						
専門基礎分野	基礎医学	3	3	専門基礎分野	人体のしくみ・疾病と治療	15	15	(削除)	
	臨床医学	6	6						医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。 内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。
	臨床歯科医学	1	1						口腔外科学を含む。
	音声・言語・聴覚医学	3	3						神経系の構造、機能及び病態を含む。
	心理学	7	7						心理測定法を含む。
	言語学	2	2						
	音声学	2	2						
	音響学	2	2						聴覚心理学を含む。
	言語発達学	1	1						
	社会福祉・教育	2	2						社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。
				心働き	7	7	言語聴覚障害及び言語聴覚療法について学修するうえで基礎となる心の働きに関する知識・技能・態度を習得する。	(削除)	
				言語とコミュニケーション	9	9	言語聴覚療法に必要な言語・コミュニケーションに関する知識を学ぶ。	(削除)	
				社会福祉・教育とリハビリテーション	1	1	言語聴覚療法の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する知識を学ぶ。	(削除)	

教育内容と教育目標に関する事項(専門分野)

現行			
教育内容	第1項単位	第2・3・5項単位 法第33条	備考
専門分野			
言語聴覚障害学総論	4	4	
失語・高次脳機能障害学	6	6	
言語発達障害学	6	6	脳性麻痺及び学習障害を含む。
発声発語・嚥下障害学	9	9	吃音を含む。
聴覚障害学	7	7	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。
臨床実習	12	12	実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。
選択必修分野	8		専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
合計	93	73	



事務局の提案				
教育内容	第1項単位	第2・3・5項単位 法第33条	(新設) 教育目標	備考
			※下線は、見直し箇所 ※黄色ハイライトは、団体要望と異なる科目・単位箇所	
専門分野				
(新設) 地域言語聴覚療法学	2	2	障害児・者、高齢者の地域における生活を支援するための諸制度や自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携など言語聴覚士に必要な知識・技能ならびに支援のあり方について習得する。	
言語聴覚障害学総論	2	2	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性及び言語聴覚療法の基本概念を習得する。	
失語・高次脳機能障害学	6	6		(削除)
言語発達障害学	6	6	失語及び高次脳機能障害、言語発達障害、発話障害、摂食嚥下障害、聴覚障害の領域及び関連障害に関する知識と言語聴覚療法の評価・訓練・指導・助言、その他に関する知識・技能・態度を習得する。	(削除)
発声発語・摂食嚥下障害学	9	9	画像情報による評価、喀痰等の吸引についても習得する。	(削除)
聴覚障害学	7	7		
(新設) 言語聴覚療法管理学	2	2	言語聴覚療法を支えるシステムと制度を理解し、言語聴覚療法の質及び業務・情報・安全等に関する管理について学ぶとともに職業倫理を遵守する態度を養う。	
臨床実習	15	15	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。 言語聴覚士の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握して、言語聴覚療法の評価・訓練・指導・支援の技能を養う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、言語聴覚士としての基礎的な実践能力を培う。	(削除)
(削除)				(削除)
合計	101	81		

教育上必要な機械器具、標本、模型に関する事項

<再掲> 構成員よりいただいたご意見（養成所指導ガイドラインにおける教育上必要な機械器具、標本及び模型）

- 新規提案の機器も多くあるため、今一度、各養成施設の意見を確認する必要があるのではないか。
- シミュレーション教育や教育用の機材は多数あるため、最低限以外は各養成施設の判断に任せるものとして良いのではないか。
- 養成施設で揃えるべきものは、臨床実習との兼ね合いを勘案し対応できるようすべきではないか。
- 「OAE（耳音響放射）検査装置」を新規として追加すべきではないか。
- 聴性誘発反応検査装置に、（ABR）や（ASSR）の文言を追記すべきではないか。

事務局提案

団体要望とこれに対する構成員意見を踏まえた教育カリキュラム見直しに伴い、即した標準に整備する品目として、以下の通り見直すこととして事務局提案する。

言語聴覚士養成所指導ガイドライン<現行>

第5 施設設備に関する事項

3(1) 教育上必要な機械器具及び模型は、別表を標準として整備することが望ましいこと。

事務局の提案

言語聴覚士養成所指導ガイドライン

○教育上必要な機械器具及び模型は、別表を標準として整備すること。

<別表> 1 機械器具 <現行（赤字は事務局の提案）>

品目	数量
ビデオ録画システム(カメラ、テレビ、ビデオコーダ含む) ⇒ 動画記録・再生システム	2式
ビデオモニタシステム(VHS、8ミリ、テレビ)⇒ 削除	10人に1台以上1学級分 ⇒ 削除
携帯用ビデオカメラ(VHS、8ミリ)⇒ 削除	各学級1台以上⇒ 削除
音声録音再生装置(カセット、CD、MD等)⇒ 音声録音再生装置	10人に1台以上1学級分
オーディオメータ(JIS診断用I型)	10人に1台以上1学級分
自記オーディオ用レコーダ⇒ 削除	20人に1台以上1学級分 ⇒ 削除
幼児聴力検査装置(COR検査、PS検査等が可能なもの)	20人に1台以上1学級分
インピーダンスオーディオメータ	20人に1台以上1学級分
補聴器特性測定装置	20人に1台以上1学級分
人工内耳マッピングシステム	1台以上
騒音計	20人に1台以上1学級分
音響分析装置	1台以上
発音訓練装置	1台以上
呼吸発声機能測定装置⇒ 呼吸機能検査装置	1台以上
(新設) 発声機能検査装置	(新設) 1台以上
オシロスコープ⇒ 削除	1台以上⇒ 削除
ファンクションジェネレータ	1台以上
パーソナルコンピューター一式⇒ 削除	20人に1台以上1学級分 ⇒ 削除
シャーカステン⇒ 削除	各学級1台以上⇒ 削除



心理検査・言語検査用具(各種)	適当数
補聴器(数種類)	適当数
人工喉頭(電気式、笛式)⇒ 人工喉頭	各1台以上⇒ 1台以上
コミュニケーションエイド(各種)	適当数
訓練教材(各種)	適当数
発声発語器検査・用具一式(鼻息鏡等)	適当数
(新設) 平衡機能検査(重心動揺計・フレンツェル眼鏡等)	(新設) 1台以上
(新設) 聴性誘発反応検査装置(ABR,ASSRを含む)	(新設) 1台以上
(新設) 耳音響放射検査装置	(新設) 1台以上
(新設) 吸引装置一式(吸引模型含む)	(新設) 1台以上
(新設) 舌圧計	(新設) 10人に1台以上1学級分
(新設) 酸素飽和度測定器	(新設) 10人に1台以上1学級分
(新設) 血圧計	(新設) 10人に1台以上1学級分
(新設) リクライニング椅子またはベッド	(新設) 1台以上
(新設) 救急蘇生装置(AED)シミュレーター	(新設) 1台以上
(新設) ○内視鏡	(新設) 1台以上

2 模型

人体解剖模型	1台以上
聴覚系解剖模型	1台以上
発声発語・嚥下系解剖模型	1台以上
神経系解剖模型	1台以上

- 備考 1 ○を付けたものについては、養成所において備えることが望ましいこと。
2 教育上必要な時に使用できる場合には、養成所において有することを要しないこと。

教育上必要な機械器具、標本、模型に関する事項

(参考) 他職種の教育上必要な機械器具、標本及び模型の備考としての記載内容

職種	記載内容
言語聴覚士	<p>記載なし</p> <p>↓</p> <p>備考 1 ○を付けたものについては、養成所において備えることが望ましいこと。 2 教育上必要な時に使用できる場合には、養成所において有することを要しないこと。</p>
理学療法士 ・作業療法士	(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分を揃え、これを学級間で共用することができる。
診療放射線技師	<p>備考</p> <p>1 *を付けたものについては、臨床実習施設において使用できる場合には、養成所において有することを要しないこと。 2 ○を付けたものについては、養成所においても備えることが望ましいこと。 3 数量は、入学定員20名を標準としたものであり、入学定員が20名を上回る場合には、必要に応じて数量を増加すること。</p>
臨床検査技師	<p>備考</p> <p>*を付けたものについては、養成所あるいは実習施設のいずれかにおいて使用できるものであること。</p>
臨床工学技士	<p>備考</p> <p>1 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分を揃え、これを学級間で共用することができる。 2 *を付けたものについては、臨床実習施設において学ぶことができる場合には、養成所において有することを要しないこと。</p>
視能訓練士	備考 *を付けたものについては、養成所又は臨地実習施設のいずれかにおいて使用できるものであること。
義肢装具士	(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、一学級相当分を揃え、これを学級間で共用することができる。

**法第33条4号の規定に基づき
厚生労働大臣の指定する科目と
その具体的教育内容等について**

<参考>科目承認校(厚労省告示227号)の指定科目の指導内容に関する事項(1-1)

第1回言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会
令和4年1月28日
資料4
一部改変

論点 指導ガイドラインの教育目標と同等な教育水準として団体が提案する科目承認校について、どう考えるか。

- ・提案内容の指定科目及び教育目標は、同等な教育水準として適正かどうか。

<指導ガイドライン(要望書提案事項)>

<告示227号(要望書提案事項)>

教育内容 (要望書提案の文言)	教育目標 (要望書提案の文言)
専門基礎分野 人体のしくみ・疾病と治療	医学総論、解剖学、生理学及び病理学の観点から、言語聴覚療法に関わる人体の構造と機能の知識を系統的に学ぶ 言語聴覚療法に必要な臨床医学(内科、小児科、精神医学リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科、臨床神経及び形成外科、口腔外科学、(臨床歯科医学)、栄養、薬理、救急救命及び予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。その他、栄養、薬理、救急救命、感染予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。聴覚、神経、発声・発語に関する言語聴覚療法の基礎知識を系統的に学ぶ。また、医用画像の基礎的知識と評価を学ぶ。
心の働き	言語聴覚障害および言語聴覚臨床について学修するうえで基礎となる心のはたらきに関する知識・技術・態度を修得する。
言語とコミュニケーション	言語学、音声学、音響学、聴覚心理学、言語発達学の観点から言語・コミュニケーション分野で言語聴覚士に必要な基礎的知識を習得する。
地域包括支援、社会保障、教育とリハビリテーション	言語聴覚臨床の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する基本的知識を修得する。さらに、言語聴覚療法の業務に関する、自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の実践能力を養う。

指定科目名 (要望書提案の文言)	教育目標 (要望書提案の文言)
基礎医学系	医学総論、解剖学、生理学及び病理学の観点から、言語聴覚療法に関わる人体の構造と機能の知識を系統的に学ぶ。
臨床医学系	言語聴覚療法に必要な臨床医学(内科、小児科、精神医学リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科、臨床神経及び形成外科、形成外科、口腔外科学、臨床歯科医学)、栄養、薬理、救急救命及び予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。
音声・言語・聴覚医学領域	聴覚、神経、発声・発語に関する言語聴覚療法の基礎知識を系統的に学ぶ。また、医用画像の基礎的知識と評価を学ぶ。
心理系	言語聴覚障害および言語聴覚臨床について学修するうえで基礎となる心のはたらきに関する知識・技術・態度を修得する。
言語聴覚基礎系	言語学、音声学、音響学、聴覚心理学、言語発達学の観点から言語・コミュニケーション分野で言語聴覚士に必要な基礎的知識を習得する。
地域包括支援・社会福祉・教育系 (地域言語聴覚療法含む)	言語聴覚臨床の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する基本的知識を修得する。さらに、言語聴覚療法の業務に関する自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の実践能力を養う。

<参考>科目承認校(厚労省告示227号)の指定科目の指導内容に関する事項(1-2)

第1回言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会
令和4年1月28日

資料4
一部改変

論点 指導ガイドラインの教育目標と同等な教育水準として団体が提案する科目承認校について、どう考えるか。

- ・提案内容の指定科目及び教育目標は、同等な教育水準として適正かどうか。

<指導ガイドライン(要望書提案事項)>

<告示227号(要望書提案事項)>

教育内容 (要望書提案の文言)	教育目標 (要望書提案の文言)
専門分野 言語聴覚障害・療法の基本概念	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性および言語聴覚療法の基本概念を修得する。言語聴覚障害研究の基本的知識・技能を修得する。
言語聴覚障害の評価診断・治療学	失語症および高次脳機能障害に共通する基本的知識と、言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。言語発達障害および関連障害に関する基本的知識、言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。発話障害、流暢性障害、音声障害、摂食嚥下障害および合併症、関連障害の基本的概念と知識を修得する。小児系・成人系の発話障害に対する言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。聴覚障害および関連障害に関する基本的知識と言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。その他、画像情報による評価、喀痰等の吸引についても修得する。
(新設)言語聴覚療法マネジメント	職場管理、言語聴覚療法教育及び職業倫理含む。マネジメントの基本概念とプロセス、職場環境、職業倫理、生涯教育、法的責任、多職種連携、労務・精神衛生管理、ハラスメント、安全管理、インフォームドコンセント、実習指導におけるマネジメントなどについて修得する。
臨床実習	対象児・者およびその家族と信頼関係を保ち、基本的な臨床的態度および技能を修得する。修得した知識・技能・態度を統合して言語聴覚療法の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握できる。修得した知識・技能・態度を統合して臨床に適用し、言語聴覚療法の評価診断および訓練・指導・支援の技能を修得する。臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含む。

指定科目名 (要望書提案の文言)	教育目標 (要望書提案の文言)
言語聴覚療法基礎系	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性および言語聴覚療法の基本概念を修得する。言語聴覚障害研究の基本的知識・技能を修得する。
失語・高次脳機能障害系	失語症および高次脳機能障害に共通する基本的知識と、言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。
言語発達障害系	言語発達障害および関連障害に関する基本的知識、言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。
発声発語・嚥下障害系	発話障害、流暢性障害、音声障害、摂食嚥下障害および合併症、関連障害の基本的概念と知識を修得する。小児系・成人系の発話障害に対する言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。
聴覚障害系	聴覚障害および関連障害に関する基本的知識と言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。
職業管理系・言語聴覚療法マネジメント	言語聴覚士としての職業倫理を学び、自己の心身管理と職場内における職員の心身管理ならびに環境の管理を学ぶ。また、言語聴覚士として知識・技術が向上されるよう自己ならびに職場の職員を啓発する方法を学ぶ。
臨床実習	対象児・者およびその家族と信頼関係を保ち、基本的な臨床的態度および技能を修得する。修得した知識・技能・態度を統合して言語聴覚療法の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握できる。修得した知識・技能・態度を統合して臨床に適用し、言語聴覚療法の評価診断および訓練・指導・支援の技能を修得する。

<参考>科目承認校(厚労省告示227号)の指定科目の指導内容に関する事項(2-1)

第1回言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会
令和4年1月28日

資料4
一部改変

論点 指導ガイドラインの教育目標と同等な教育水準として団体が提案する科目承認校について、どう考えるか。
・提案内容の指定科目の必須内容は、同等な教育水準として適正かどうか。

<告示227号(要望書提案事項)>

指定科目名 (要望書提案の文言)	教育目標 (要望書提案の文言)	必須内容 (要望書提案の文言)
基礎医学系	医学総論、解剖学、生理学及び病理学の観点から、言語聴覚療法に関わる人体の構造と機能の知識を系統的に学ぶ。	健康・疾病・障害と社会環境、医の倫理、医療行為、人口・保健統計、疫学、健康管理・予防医学、母子保健、成人・老人保健、精神保健、感染症対策、環境保健、人体の概要、細胞と組織、系統、発生、一般生理学、運動機能、感覚機能、睡眠と脳波、記憶と学習、自律機能、血液、循環、呼吸、消化と吸収、体液調整と尿排泄、内分泌・生殖機能、疾病の原因、病変、遺伝、免疫
臨床医学系	言語聴覚療法に必要な臨床医学(内科、小児科、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科、臨床神経及び形成外科、形成外科、口腔外科学、臨床歯科医学)、栄養、薬理、救急救命及び予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。	内科診断学総論、内科治療学総論、循環器疾患、呼吸器疾患、膠原病・アレルギー・免疫疾患、血液疾患、消化器疾患、腎臓疾患、内分泌・代謝疾患、感染症、老年医学、小児の発達と成長、胎児医学と出生前医学、周産期医学、脳性麻痺と運動器疾患、てんかんと痙攣性疾患、中枢神経の奇形、変性疾患、脳腫瘍など、感染症、発達障害、その他の疾患、精神医学の方法、精神障害の分類、精神科症候学、精神疾患、ライフサイクル、精神保健(メンタルヘルス)、リハビリテーション医学総論、検査と評価、治療総論、各種疾患・障害のリハビリテーション、耳科学、鼻科学、口腔・咽頭科学、喉頭科学、気管食道科学、頭頸部腫瘍学、脳血管障害、頭部外傷、脳腫瘍、感染症、変性疾患、認知症、水頭症、脱髄疾患、末梢神経障害、筋疾患、頭痛、形成外科学総論、組織移植、外傷、熱傷、潰瘍、口唇・顎・口蓋裂、頭蓋、顔面、耳介の先天異常、頭頸部外科手術に伴う障害、瘢痕とケロイド、歯、歯周組織、口腔、顎、顔面、顎関節、唾液腺、口腔ケア、歯科医学的处理、構音、摂食、咀嚼の障害と関係ある疾患、構音、摂食、咀嚼の障害に対する歯科医学的治療法、救急医療システム、救急時の指標(バイタルサイン、Japan Coma Scale、Glasgow Coma Scale、トリアージ、窒息、含む)、基本的救急措置、一次救命措置(BLS)、スタンダードプリコーション
音声・言語・聴覚医学領域	聴覚、神経、発声・発語に関する言語聴覚療法の基礎知識を系統的に学ぶ。また、医用画像の基礎的知識と評価を学ぶ。	呼吸器の基本構造、呼吸運動、呼吸器機能検査、呼吸器系の病態、喉頭の基本構造、喉頭の機能、喉頭の病態、喉頭の検査、構音器官の基本構造、構音運動、構音器官の病態、構音器官の検査、聴器の構造、聴器の機能、聴器の病態、中枢神経系の構造、末梢神経系の構造、神経細胞の働き、中枢神経系の機能、末梢神経系の機能、中枢神経系の病態、末梢神経系の病態、神経生理、医療画像診断の方法と評価
心理系	言語聴覚障害および言語聴覚臨床について学修するうえで基礎となる心のはたらきに関する知識・技術・態度を修得する。	感覚、知覚・認知、学習、記憶、思考・知識、言語、対人認知、心理物理学的測定法、テスト理論、尺度構成法、調査法、データ解析法、パーソナリティ理論、発達各期における心理臨床的問題、異常心理、臨床心理学的アセスメント、心理療法、発達の理念、新生児期・乳児期、幼児期・児童期、青年期、成人期・老年期

<参考>科目承認校(厚労省告示227号)の指定科目の指導内容に関する事項(2-2)

第1回言語聴覚士学校養成所
カリキュラム等改善検討会
令和4年1月28日

資料4
一部改変

論点 指導ガイドラインの教育目標と同等な教育水準として団体が提案する科目承認校について、どう考えるか。

- ・提案内容の指定科目の必須内容は、同等な教育水準として適正かどうか。

<告示227号(要望書提案事項)>

指定科目名 (要望書提案の文言)	教育目標 (要望書提案の文言)	必須内容 (要望書提案の文言)
言語聴覚基礎系	言語学、音声学、音響学、聴覚心理学、言語発達学の観点から言語・コミュニケーション分野で言語聴覚士に必要な基礎的知識を習得する。	言語学の基礎、日本語の音韻論、形態論、統語論、意味論、語用論、発声発語器官と構音、音声の基礎知識、音の物理的側面、音響管の周波数特性、音声生成の音響理論、言語音の生成と知覚、音声の音響分析、音の心理物理学、聴覚の周波数分析とマスキング分析、両耳の聞こえ、言語の発達に関する知識
地域包括支援・社会福祉・教育系 (地域言語聴覚療法含む)	言語聴覚臨床の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する基本的知識を修得する。さらに、言語聴覚療法の業務に関する自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の実践能力を養う。	社会保障と社会福祉、社会保障の体系と範囲、社会保障を構成する各制度、社会福祉を構成する各法規、障害者に関する施策と実施体制、社会福祉援助技術、社会保障の実施体制、リハビリテーションと障害論、教育リハビリテーション、職業リハビリテーション、社会リハビリテーション、地域リハビリテーション、医療リハビリテーション、関係職種と法規、言語聴覚療法提供の形態、多職種連携、地域における各種の情報収集・評価・訓練・支援
言語聴覚療法基礎系	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性および言語聴覚療法の基本概念を修得する。言語聴覚障害研究の基本的知識・技能を修得する。	言語聴覚障害学総論、臨床の基礎、言語聴覚士の職務内容、職業倫理、評価・診断の理念、評価・診断の課程、研究倫理、文献検索の方法、論文の読み方、)研究の種類、研究の進め方、基本的統計分析法、発表、報告の方法
失語・高次脳機能障害系	失語症および高次脳機能障害に共通する基本的知識と、言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。	失語症の定義と鑑別、原因疾患、病巣言語側性化、失語症の一般症状、発話面の症状、理解面の症状、復唱障害、読字障害、書字障害、古典型失語症群、その他の失語症、純粋型、原発性進行性失語、後天性小児失語、失語症の評価・診断過程、評価法、診断手続き、リハビリテーション過程、言語訓練の理論と技法、訓練計画、各期の訓練・援助、神経心理学の定義と方法、高次脳機能障害の背景症状、注意障害、記憶障害、失認、視空間障害、動作・行為障害、前頭葉症状、半球離断症候群、認知症を呈する疾患の高次脳機能障害、外傷性脳損傷の高次脳機能障害、評価法、訓練・援助の基本原則、訓練法、チームアプローチ
言語発達障害系	言語発達障害および関連障害に関する基本的知識、言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。	言語発達障害とは、言語発達障害の病態、関連する主要な障害の種類と疾患、療育・教育・就労支援体制、収集する情報の種類、発達・知能検査、言語検査、評価のまとめ、言語発達段階に即した指導・訓練・支援、障害別指導・訓練、働きかけの諸技法、養育支援・地域連携

<参考>科目承認校(厚労省告示227号)の指定科目の指導内容に関する事項(2-3)

第1回言語聴覚士学校養成所
カリキュラム等改善検討会
令和4年1月28日

資料4
一部改変

論点 指導ガイドラインの教育目標と同等な教育水準として団体が提案する科目承認校について、どう考えるか。
・提案内容の指定科目の必須内容は、同等な教育水準として適正かどうか。

<告示227号(要望書提案事項)>

指定科目名 (要望書提案の文言)	教育目標 (要望書提案の文言)	必須内容 (要望書提案の文言)
発声発語・嚥下障害系	発話障害、流暢性障害、音声障害、摂食嚥下障害および合併症、関連障害の基本的概念と知識を修得する。小児系・成人系の発話障害に対する言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。	声の特性と機能及び調整、音性障害の発生メカニズム、音声の検査・評価・診断、音声障害の治療、無喉頭音声、音声障害者への支援、構音障害の概念と理論、構音障害の検査・評価、機能的構音障害、器質的構音障害、運動障害性構音障害、摂食・咀嚼・嚥下、嚥下障害の発症メカニズム、摂食・嚥下障害の検査・評価、摂食・嚥下障害の治療・訓練、喀痰等の吸引、気管切開患者への対応、吃音の基礎知識、吃音の検査・評価、吃音の訓練・指導
聴覚障害系	聴覚障害および関連障害に関する基本的知識と言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。	小児聴覚障害とは、成人聴覚障害とは、聴覚検査と評価、言語・コミュニケーションの検査と評価、指導・支援と計画、養育・就学支援と社会連携、就学・就労支援と社会連携、補聴器、人工内耳・人工中耳、聴覚・情報保障支援システム、視覚聴覚二重障害とは、評価と訓練・援助
職業管理系・言語聴覚療法マネジメント	言語聴覚士としての職業倫理を学び、自己の心身管理と職場内における職員の心身管理ならびに環境の管理を学ぶ。また、言語聴覚士として知識・技術が向上されるよう自己ならびに職場の職員を啓発する方法を学ぶ。	マネジメントの基本概念とプロセス、職場環境、職業倫理、生涯教育、法的責任、多職種連携、労務・精神衛生管理、ハラスメント、安全管理、インフォームドコンセント、実習指導におけるマネジメント
臨床実習	対象児・者およびその家族と信頼関係を保ち、基本的な臨床的態度および技能を修得する。 修得した知識・技能・態度を統合して言語聴覚療法の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握できる。 修得した知識・技能・態度を統合して臨床に適用し、言語聴覚療法の評価診断および訓練・指導・支援の技能を修得する。	<見学> 見学時の行動、共感の方法、実習施設での言語聴覚士の役割・職務の理解、他職種の専門性と職務ならびに連携、ら対象児・者の把握、臨床場面の記述、報告書作成、報告・発表 <評価(実習指導者の下)> 評価計画の立案、面接、観察、検査の実施、言語聴覚障害に関連する全身状態の把握(意識・バイタルサイン)、障害のスクリーニング、評価方法の選択、情報の分析、評価記録の作成、評価サマリの作成と報告 <総合実習(実習指導者の下)> 評価結果に基づく言語治療(訓練・指導・支援)計画の立案、科学的根拠に基づく言語治療(訓練・指導・支援)法の決定、言語治療(訓練・指導・支援)の優先順位決定、基本的な言語治療(訓練・指導・支援)の実施(典型例)、訓練・指導・支援記録の作成、訓練・指導・支援の効果測定、臨床計画の修正、臨床経過報告書の作成、実習の報告

告示で定める科目に関する事項(1)-告示-

<再掲> 構成員よりいただいたご意見 (告示227における指定科目)

- 既に現行のカリキュラムでは、指定規則や指導ガイドラインで定める教育と同等となるよう実施していることもあり、指定規則や指導ガイドラインの見直しに伴い、告示の科目とその内容を見直したとしてもあまり過度な負荷とはならないと考えられる。
- 職業管理系・言語聴覚療法マネジメントという科目は、社会保障制度や保険診療、介護保険制度などの内容ではなく、職業倫理や生涯教育の内容となっており違和感がある。
- 科目を「〇〇系」とまとめることは自由度が増すように見えるが、各養成施設の科目名は監査や国家試験を考慮したものと成らざるを得ない。
- 告示で定める科目に含まれるべき備考内容についても、指定規則の教育内容と同様に、括弧書き記載などで同等の内容が含まれるよう記載してはどうか。

事務局提案

団体要望とこれに対する構成員意見を踏まえて、指定規則及び指導ガイドラインと整合性及び同等水準の科目となるよう、新たな科目を設置するとともに、次ページ以降に示す科目毎の教育目標、具体的必須内容、単位数等を新設し指導内容の統一性をもたせることとする。またこれに伴い、同号にて国家資格に出願する各養成施設における指定科目の協議審査及び承認について、学生を受入れる前に厚生労働省医政局医事課にて行うこととする。その他以下の通り見直すこととして事務局提案する。

<現行> 言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき 厚生労働大臣が指定する科目 (厚労省告示第227号)

- 1 基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。)
- 2 臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。)
- 3 臨床歯科医学(口腔外科学を含む。)
- 4 音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む。)
- 5 臨床心理学
- 6 生涯発達心理学
- 7 学習・認知心理学(心理測定法を含む。)
- 8 言語学
- 9 音声学
- 10 言語発達学
- 11 音響学(聴覚心理学を含む。)
- 12 社会福祉・教育(社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。)
- 13 言語聴覚障害学総論(言語聴覚障害診断学を含む。)
- 14 失語・高次脳機能障害学
- 15 言語発達障害学(脳性麻痺及び学習障害を含む。)
- 16 発声発語・嚥下障害学(音声障害、構音障害及び吃音を含む。)
- 17 聴覚障害学(小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。)
- 18 臨床実習

※下線は、見直し箇所

事務局の提案

- 1 基礎医学
- 2 臨床医学
- 3 臨床歯科医学(口腔外科学を含む。)
- 4 音声・言語・聴覚医学
- 5 臨床心理学
- 6 生涯発達心理学
- 7 学習・認知心理学 (心理測定法を含む。)
- 8 言語学
- 9 音声学
- 10 言語発達学
- 11 音響学
- 12 社会保障・教育とリハビリテーション
- 13 (新設) 地域言語聴覚療法学
- 14 言語聴覚障害学総論
- 15 失語・高次脳機能障害学
- 16 言語発達障害学
- 17 発声発語・摂食嚥下障害学
- 18 聴覚障害学
- 19 (新設) 言語聴覚療法管理学
- 20 臨床実習

※赤字は、見直し箇所

告示で定める科目に関する事項(2)-教育目標、具体的必須内容、単位数、備品等-

<再掲> 構成員よりいただいたご意見 (告示227における指定科目の教育目標、単位数、具体的内容)

- 指導ガイドラインと告示指定科目の教育目標案で、インフォームドコンセントなどを例に統一がされていない箇所が見受けられるため、もう少し整理したほうがいいのではないか。
- 指定規則や指導ガイドラインに比べ、告示における指定科目の単位数、教育目標、必須内容は、同等以上に厳しくされた提案となっており、差が出ているのではないか。
- 列記された必須内容は、総論と各論の混在や重複、浮いた文言、適正かを確認すべき文言が多々見受けられるため、国家試験との兼ね合いなども考慮し、指導ガイドラインの教育目標を基準に、整理と記載の順序を見直すべきではないか。
- 科目指定だけではなく必須内容も示されることは、漏れなく授業しやすくなると思われる。
- 「音声・言語・聴覚医学領域」において、聴器の検査、中枢神経系の検査、末梢神経系の検査が抜けているため追記すべき。
- 「聴覚障害系」において、重複障害が抜けているため追記すべき。
- 教育目標、必須内容とともに到達目標もおくべきではないか。

<指定規則・指導ガイドラインの見直し内容 (事務局の提案)>

科目内容	教育目標 (参考)	単位数
人体のしくみ・疾病と治療	言語聴覚療法に関わる人体の構造と機能の知識を系統的に学ぶ。 言語聴覚療法に必要な臨床医学、臨床歯科医学、栄養学、薬理学等の知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。 音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む)に関する言語聴覚療法の基礎知識を系統的に学ぶ。 医用画像の評価や救急救命の基礎知識について学ぶ。	15
心の働き	言語聴覚障害及び言語聴覚療法について学修するうえで基礎となる心の働きに関する知識・技能・態度を習得する。	7
言語とコミュニケーション	言語聴覚療法に必要な言語・コミュニケーションに関する知識を学ぶ。	9

<告示科目の具体的教育内容と必要単位数 (事務局の提案)>

科目	教育目標	具体的必須内容	単位数
基礎医学	医学総論や解剖学、生理学及び病理学の観点から言語聴覚療法に関わる人体の構造と機能の知識を系統的に学ぶ。	医学総論、解剖学、生理学、病理学	人体のしくみ・疾病と治療に該当する4科目で 15
臨床医学	言語聴覚療法に必要な臨床医学、栄養、薬理等の知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。 医用画像の評価や救急救命の基礎的知識について学ぶ。	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科・頭部外科学、臨床神経学、形成外科学	
臨床歯科医学(口腔外科学を含む。)	言語聴覚療法に必要な臨床歯科医学の基礎知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を理解する。	臨床歯科医学、口腔外科学	
音声・言語・聴覚医学	言語聴覚療法の基礎知識として音声・言語・聴覚医学等(神経系の構造、機能・病態を含む)について系統的に学ぶ。	音声・言語・聴覚医学	
臨床心理学	言語聴覚障害及び言語聴覚療法に必要な臨床心理学の知識・技能・態度を習得する。	臨床心理学	心の働きに相当する3科目で 7
生涯発達心理学	言語聴覚障害及び言語聴覚療法に必要な生涯発達心理学の知識を学ぶ。	生涯発達心理学	
学習・認知心理学(心理測定法を含む。)	言語聴覚障害及び言語聴覚療法に必要な学習・認知心理学(心理測定法を含む)の知識を学ぶ。	学習・認知心理学、心理測定法	
言語学	言語聴覚療法に必要な言語学の知識を学ぶ。	言語学	言語とコミュニケーションに相当する4科目で 9
音声学	言語聴覚療法に必要な音声学の知識を学ぶ。	音声学	
言語発達学	言語聴覚療法に必要な言語発達学の知識を学ぶ。	言語発達学	
音響学	言語聴覚療法に必要な音響学(聴覚心理学を含む)の知識を学ぶ。	音声生成の音響理論、音響特徴、知覚、聴覚心理学	

告示で定める科目に関する事項(3)-教育目標、具体的必須内容、単位数、備品等-

<指定規則・指導ガイドラインの見直し内容(事務局の提案)>

<告示科目の具体的教育内容と必要単位数(事務局の提案)>

科目内容	教育目標(参考)	単位数	科目	教育目標	具体的必須内容	単位数
社会保障・教育とリハビリテーション	言語聴覚療法の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する知識を学ぶ。	1	社会保障・教育とリハビリテーション	言語聴覚臨床の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する知識を学ぶ。	社会保障・教育とリハビリテーション	1
(新設) 地域言語聴覚療法学	障害児・者、高齢者の地域における生活を支援するための諸制度や自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携など言語聴覚士に必要な知識・技能ならびに支援のあり方について習得する。	2	(新設) 地域言語聴覚療法学	障害児・者、高齢者の地域における生活を支援するための諸制度や自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携など言語聴覚士に必要な知識・技能ならびに支援のあり方について習得する。	地域言語聴覚療法学	2
言語聴覚障害学総論	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性及び言語聴覚療法の基本概念を習得する。	2	言語聴覚障害学総論	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性及び言語聴覚療法の基本概念を習得する。	言語聴覚障害学総論、言語聴覚障害の評価と診断	2
失語・高次脳機能障害学		6	失語・高次脳機能障害学	失語症及び高次脳機能障害に共通する知識と言語聴覚療法の評価、訓練・指導・助言、その他の援助に関する知識・技能・態度を習得する。 その他、画像検査による評価についても習得する。	失語症、高次脳機能障害	6
言語発達障害学	失語及び高次脳機能障害、言語発達障害、発話障害、摂食嚥下障害、聴覚障害の領域及び関連障害に関する知識と言語聴覚療法の評価・訓練・指導・助言、その他に関する知識・技能・態度を習得する。	6	言語発達障害学	言語発達障害及び関連障害に関する知識と言語聴覚療法の評価・訓練・指導・助言、その他の援助に関する知識・技能・態度を習得する。	言語発達障害学	6
発声発語・摂食嚥下障害学	画像情報による評価、喀痰等の吸引についても習得する。	9	発声発語・摂食嚥下障害学	発話障害(音声障害、構音障害、吃音・流暢性障害を含む)や摂食嚥下障害及び合併症に関する知識と言語聴覚療法の評価・訓練・指導・助言、その他の援助に関する知識・技能・態度を習得する。 画像検査による評価、喀痰等の吸引についても習得する。	発声発語・摂食嚥下障害学	9
聴覚障害学		7	聴覚障害学	聴覚障害及び関連障害に関する知識と言語聴覚療法の評価・訓練・指導・助言、その他の援助に関する知識・技能・態度を習得する。	聴覚障害学	7
(新設) 言語聴覚療法管理学	言語聴覚療法を支えるシステムと制度を理解し、言語聴覚療法の質及び業務・情報・安全等に関する管理について学ぶとともに職業倫理を遵守する態度を養う。	2	(新設) 言語聴覚療法管理学	言語聴覚療法を支えるシステムと制度を理解し、言語聴覚療法の質及び業務・情報・安全等に関する管理について学ぶとともに職業倫理を遵守する態度を養う。	言語聴覚療法管理学	2

告示で定める科目に関する事項(4)-教育目標、具体的必須内容、単位数、備品等-

<指定規則・指導ガイドラインの見直し内容(事務局の提案)>

<告示科目の具体的教育内容と必要単位数(事務局の提案)>

科目内容	教育目標(参考)	単位数	科目	教育目標	具体的必須内容	単位数
臨床実習	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。言語聴覚士の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握して、言語聴覚療法の評価・訓練・指導・支援の技能を養う。またチームの一員として連携の方法を習得し、言語聴覚士としての基礎的な実践能力を培う。	15	臨床実習	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。言語聴覚士の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握して、言語聴覚療法の評価・訓練・指導・支援の技能を養う。また、チームの一員として連携の方法を習得し、言語聴覚士としての基礎的な実践能力を培う。	見学実習、評価実習、総合臨床実習	15

<告示で定める科目における留意事項> ※言語聴覚士の学校養成所指定規則と同内容

○養成施設は、教育上必要な機械器具、模型を有すること。

<臨床実習施設を選定する上での確認事項> ※言語聴覚士の学校養成所指定規則及び養成所指導ガイドラインと同内容

1. 臨床実習の内容

- 実習時間の3分の2以上は、医療提供施設(薬局及び助産所を除く。)において行うこと。
- 医療提供施設において行う実習時間のうち、8単位以上は病院又は診療所において行うこと。
- 1単位は臨床実習前後の評価、臨床実習後の振り返りを行うこと。
- 臨床実習の実施に当たっては、見学実習、評価実習、総合臨床実習に段階性を設け、評価実習及び総合臨床実習を主体として、相互に関連性をもって体系的な指導が行われること。
- 薬局及び助産所を除く医療提供施設の他、介護、福祉、特別支援教育における施設等との連携をもつことで、見学等の実習の機会を設けることが望ましい。
- 臨床実習の実施に当たっては、下記に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。

		教育目標
見学実習	①	言語聴覚障害がある人の抱える問題とその背景について学ぶ。
	②	言語聴覚士の役割と業務について学ぶ。
	③	見学する施設の特徴と地域における役割について学ぶ。
	④	職業倫理(守秘義務など)について学ぶ。
評価実習	①	臨床の基本的態度と評価・診断技能を学ぶ。
	②	他職種との連携や言語聴覚士の臨床以外の業務について学ぶ。
	③	言語聴覚障害がある人との適切なコミュニケーションを学ぶ。
	④	指導者の指導の下、対象者の神経心理学的特徴が明らかとなる評価法を選択し、実施することを学ぶ。
	⑤	実施した評価結果を分析することを学ぶ。
臨床総合実習	①	言語聴覚士の指導者の助言・指導のもとに典型的な対象児・者に提供できる基本的言語聴覚療法を学ぶ。
	②	対象者を評価し、言語聴覚療法の実施計画を作成し、言語聴覚療法を実施することを学ぶ。
	③	対象者の障害特徴を掘り下げて調べる検査や、それに対応した治療(訓練・指導・支援)の方法を考案することを学ぶ。
	④	多職種と連携してリハビリテーションを実施する方法を学ぶ。

2. 臨床実習施設における指導者体制

- 養成施設は、以下のいずれの要件も満たす者(適当な実習指導者)による指導が行われる施設であることを確認の上、臨床実習施設とする。但し、見学実習の実施については、実習指導者によらないことができることとする。
 - (1) 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した十分な指導能力を有し、ハラスメントの防止に努める者で、かつ、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。
 - (2) 厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会を修了した者であること。
- 実習指導者1人が担当する学生の数は、2人を限度とすること。但し、見学実習は、実施にあたり担当する学生数に制限は設けないこととする。